

平成 18 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代 表 者 名 取締役社長 大坪 愛雄
(コード番号 6674 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 財務統括部長 中川 敏幸
(TEL. 075-312-1211)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 28 日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議致しましたので、その概要につき下記の通りお知らせ致します。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 算 定 理 由 (無 償 の 理 由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が密接に関連すること、並びに、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する理論的な経済的価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 平成 18 年 4 月 14 日(金)
6. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全額を三菱 UFJ 証券株式会社に割当てる。
 - (2) 発 行 価 格 (募 集 価 格) 額面 100 円につき金 100 円
 - (3) 申 込 期 間 平成 18 年 4 月 14 日(金)
 - (4) 申 込 取 扱 場 所 中央三井信託銀行株式会社 本店
7. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求(本項第(6)号に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額(ただし、本項第(8)号乃至第(12)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。

ご注意:この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 行使時の払込金額及び転換価額
 ① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
 ② 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初367円とする。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由
 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成18年3月28日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を15.05%上回る額とした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額
 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 行使請求期間
 本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年4月17日から平成20年4月10日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求(以下「行使請求」という。)することができる。
- (7) 行使の条件
 当社が第8項第(6)号②、③もしくは⑤により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、それぞれ償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(6)号④記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債の新株予約権付社債券が第8項第(12)号記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出された時以後本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。
- (8) 転換価額の修正
 本新株予約権付社債の発行後、毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(10)号または第(12)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適正と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が184円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(10)号または第(12)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が551円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(10)号または第(12)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整
 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

ご注意:この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(10) 転換価額の調整事由とその調整後の転換価額の適用時期

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(11)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により当社普通株式を発行する場合。
調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
なお、上記ただし書の場合で、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については本項第(15)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & - \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額をもって行使により交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。
調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。
ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(11) 転換価額調整式の計算

① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(10)号②ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四

ご注意:この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

捨五入する。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に当社が有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(10)号②の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(12) その他の転換価額の調整事由

本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(13) 修正または調整後の転換価額の通知

本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(10)号②ただし書に示される株式分割を行う場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(14) 消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(15) 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使手続終了後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(16) 行使によって交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、本新株予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ交付があったものとみなしてこれを支払う。

なお、上記の規定にかかわらず、行使請求により交付された当社普通株式の会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)に基づく剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた中間配当を含む。)については、剰余金の配当を受ける権利を行使することができる者を定める基準日以前に交付されたものについて、当該基準日に係る剰余金の配当をするものとする。

(17) 行使請求受付場所

名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部

(18) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金30億円

(2) 各社債券の金額

金1億円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

ご注意:この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 償 還 期 限 平成 20 年 4 月 11 日(金)
- (5) 償 還 価 額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は、本項第(6)号②乃至⑤に定めるところによる。
- (6) 償 還 の 方 法 ① 本社債は、平成 20 年 4 月 11 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は本号②乃至⑤に定めるところによる。
② 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の少なくとも 1 か月以上 2 か月以内までに事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第 3 金曜日(ただし、第 3 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)までに、社債要項に定める方法で事前通知を行ったうえで、当該月の翌月第 1 金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
④ 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第 4 金曜日(ただし、第 4 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)までに、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該月の翌月第 2 金曜日にその保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
⑤ 本新株予約権付社債の発行後、平成 20 年 3 月 27 日まで(当日を含む。)の間にある 5 連続取引日(ただし、終値(終値のない場合は、気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が第 7 項第(8)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 3 取引日後の日まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して、社債要項に定める方法で事前通知を行った上で、当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 10 取引日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
⑥ 本項に定める償還すべき日(本号②乃至⑤の規定により本社債を繰上償還する日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
⑦ 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合においては、当社は本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (7) 社 債 券 の 様 式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (8) 担 保 の 有 無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (9) 財 務 上 の 特 約 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権

ご注意:この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(ただし、下記に定める担附切換条項が特約されている無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)のために担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定するものとする。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定にもとづき、新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす旨の決議がなされたものをいう。また、上記ただし書における担附切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定するための特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。当社が本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (10)取得格付 | 取得していない。 |
| (11)社債管理会社 | 本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。 |
| (12)償還金支払事務取扱者
(償還金支払場所) | 中央三井信託銀行株式会社 日本橋営業部 |
| (13)登録機関 | 該当事項なし |
| (14)財務代理人 | 中央三井信託銀行株式会社 |
| 9. 上場申請の有無 | なし |
| 10. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以上

ご注意:この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 2,980,000,000 円は、全額を海外関係会社への投融資資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

将来にわたる成長を続け、長期安定的な株主の利益を確保することを基本方針とし、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

連結の業績動向を踏まえ、財務状況・配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保は今後の業績拡大のための投資や競争力の維持・強化を図るべく活用したいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	—	—	2.76 円
1 株 当 たり 年 間 配 当 金	—	—	—
実 績 配 当 性 向	—	—	—
株 主 資 本 当 期 純 利 益 率	—	—	1.3%
株 主 資 本 配 当 率	—	—	—

- (注) 1. 当社は平成 16 年 4 月 1 日付をもって株式移転により新たに持株会社として設立されましたので、それ以前の配当状況については該当事項がありません。
2. 平成 17 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。
3. 平成 17 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金、実績配当性向、株主資本配当率については、無配のため記載しておりません。
4. 平成 17 年 3 月期の株主資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(連結)	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1株当たり当期純損失(△)	—	—	△41.62 円
株主資本当期純利益率	—	—	△20.4%

- (注) 1. 当社は平成 16 年 4 月 1 日付をもって株式移転により新たに持株会社として設立されましたので、それ以前については該当事項がありません。
2. 平成 17 年 3 月期の 1 株当たり当期純損失は、当該決算期の当期純損失を期中平均株式数で除した数値であります。
3. 平成 17 年 3 月期の株主資本当期純利益率は、当該決算期の当期純損失を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成 18 年 3 月 28 日現在の発行済株式総数 355,539,621 株に対する潜在株式数の比率は 2.3%になる見込みです。

- (注) 潜在株式数の比率は、当初の転換価額が 367 円である場合、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が、全て当該転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を平成 18 年 3 月 28 日現在の発行済株式総数で除した数値です。上限転換価額(当初の転換価額が 367 円である場合 551 円)で全て権利行使された場合の潜在株式数の比率は 1.5%であり、下限転換価額(当初の転換価額が 367 円である場合 184 円)で全て権利行使された場合の潜在株式数の比率は 4.6%であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	—	—	300 円	217 円
高 値	—	—	318 円	395 円
安 値	—	—	201 円	200 円
終 値	—	—	220 円	312 円
株 価 収 益 率	—	—	79.7 倍	—

- (注) 1. 平成 16 年 4 月 1 日付をもって東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場致しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
2. 平成 18 年 3 月期の株価については、平成 18 年 3 月 27 日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(単体)で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		三菱 UFJ 証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金 3,000,000,000 円	
払込金額		金 3,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	
	代表者の氏名	取締役社長 藤本 公亮	
	資本の額	65,518 百万円	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社三菱 UFJ フィナンシャルグループ 61.23% 他	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	—
		割当予定先が保有している当社の株式の数	231,575 株
	取引関係	幹事証券	
	人的関係	—	

- (注) 1. 資本の額、大株主及び持株比率は、平成 17 年 10 月 3 日現在のものである。
2. 出資関係は、平成 18 年 2 月 28 日現在のものである。

なお、割当予定先である三菱 UFJ 証券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。

また、三菱 UFJ 証券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以上

ご注意:この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。